



平成 19 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 大同メタル工業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 判 治 誠 吾  
(コード番号：7245 東証・名証第1部)  
問 合 せ 先 執行役員 総務センターチーフ  
玉谷 昌明  
(TEL：052-205-1401)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 17 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 99 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 株主の皆様のご権利行使方法について、正確な事務処理を行うため、書面によるものとする規定を新設するものであります。  
また、株主提案権が行使された場合の株主総会参考書類の記載事項について、適切な分量による情報提供を行うため、一定の字数を超える場合にその概要を記載することとする規定を新設するものであります。
- (2) 平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 99 回定時株主総会終了後の取締役会において、取締役会長を選定する予定であり、取締役選任議案ご承認を前提に、取締役会長及び取締役社長の権限分配の一環として、以後の株主総会の招集権者及び議長につき、取締役会長がその任にあたりますよう所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役の員数につきましては、当社定款第 19 条により 11 名以内と定められておりますが、より機動的な経営体制の推進を図るため、取締役の員数を 8 名以内に減員することとし、所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、条文の新設に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 28 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 28 日 (木曜日)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株式取扱規定) 第12条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株主の権利行使の方法) 第12条 株主は、法令に基づき、取締役に対して、<u>株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とすることの請求、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求または株主総会における質問事項の事前通知</u>その他株主の権利行使をする場合は、当社が認める場合を除き、書面によらなければならない。</p> <p>② 当社が前項の請求に基づき、議案提案の理由および役員等の選任議案における候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することとする。</p> <p>(株式取扱規定) 第13条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>② <u>株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 (省 略)</p> <p>(株主総会の議長) 第15条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第16条～第18条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長) 第16条 <u>株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役会長にさしつかえあるときまたは取締役会長を定めないときは、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>③ <u>前2号に定める議長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第17条～第19条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 19 条</u> 当会社には、取締役<u>11</u>名以内を置く。</p> <p><u>第 20 条～第 46 条</u> (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 20 条</u> 当会社には、取締役<u>8</u>名以内を置く。</p> <p><u>第 21 条～第 47 条</u> (現行どおり)</p>

以上